

機関番号：13901

研究種目：若手研究 (B)

研究期間：2008 ～ 2010

課題番号：20730020

研究課題名 (和文) 事業体としての個人年金課税に関する研究

研究課題名 (英文) Study on Individual annuities taxation as business entities

研究代表者

高橋 祐介 (YUSUKE TAKAHASHI)

名古屋大学・大学院法学研究科・教授

研究者番号：50304291

研究成果の概要 (和文)：

人々が集団的投資や事業を行う法的仕組みを事業体と呼ぶが、本研究は、生命保険や信託課税などを踏まえつつ、個人年金に対して事業体課税論を拡張し、その課税のあり方を導管性の概念を道具としつつ探究し、課税モデルを構築・提案しようというものである。個人年金の特長は、定期的・継続的な金銭的給付にあり、それにより受給者の生活が保障される点にあるし、このような生活保障の特質は、生命保険や各種の貯蓄、投資信託などにも見て取ることができる。本研究は、生活保障の観点から、年金や貯蓄、生命保険などを統合的な貯蓄勘定とみて、個人からの出資や分配、公的助成などの課税を統合的に把握すべきである、と結論づける。

研究成果の概要 (英文)：

“Business entities” means various legal devices for (collective) investment or business. The aim of this study is, with business entity (including investment trusts) taxation approach and studies on life insurance taxation, to examine and propose new taxation model on individual annuities or pension plan. One of the characteristics of individual annuities or pension plan is the periodic and continuous cash payments, which is useful for covering recipients’ (sometimes minimum) living expenses. Also, life insurance, various saving accounts, mutual funds (investment trust) and so on have this characteristic of securing standard of living. This study reaches on the conclusion that integrated saving accounts should be adopted.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2008 年度	1,100,000	330,000	1,430,000
2009 年度	600,000	180,000	780,000
2010 年度	600,000	180,000	780,000
年度			
年度			
総計	2,300,000	690,000	2,990,000

研究分野：租税法

科研費の分科・細目：法学・公法学

キーワード：事業体課税、年金課税、信託課税、パートナーシップ課税、生命保険、最低生活費保障

## 1. 研究開始当初の背景

(1) 人々が集団的（場合によっては個別で）投資や事業を行う法的仕組みを事業体と呼ぶ。伝統的な事業体としては株式会社のような会社組織が挙げられるが、近年はこれだけに止まらず、私法上及び税法上、様々な事業体が用いられることになってきた。その例としては、SPC や投資法人、有限責任事業組合制度新設や信託法改正などが挙げられるが、このような国内的な事業体のみならず、外国 LLC の日本進出など、国際的側面においても、いかなる事業体がいかなる課税を受けるのかが重要になっており、この問題の重要性は今後ますます増大するところであった。

本研究代表者はこれまで、制度的中立性を背景とした導管性の概念を基軸として各種事業体に対する課税のあり方を横断的に評価する取り組みを行ってきたところであった。

(2) 事業体概念を広く捉えた場合、例えば個人年金保険（民間年金保険）は保険料を集合してこれを運用し、生じた利益を保険金として分配するという特徴を持つため、それは事業体の一種と考えられ、上述の事業体課税のあり方の文脈でこの問題を捉えることが出来る。また、投資の一種としてそれを捉える限り、他の事業体形式で行われる投資と同様に取扱われることが、制度的中立性の観点からは望ましいし、最低限の生活保障は確保しつつも多様な人生設計が認められるべきこれからの社会において、そのような中立性はますます重要視されるべきことになる。もちろん、このような考え方は私的年金のみならず、国民年金等の公的年金にもある程度当てはまり、国民生活にも重要な関連を持つ。

## 2. 研究の目的

(1) 上記背景を踏まえ、本研究は、研究代表者がこれまで研究してきた事業体課税の考察範囲を広げ、個人年金課税まで及ぼしつつ、課税モデルを構築・提案しようというものである。

(2) 本研究を遂行する上では、個人年金課税を考察する上で不可欠であり、かつ本研究代表者が比較的検討不足であったと思われる信託課税及び生命保険課税も検討し、さらに年金制度の存在意義（後述する生活保障機能）を踏まえ、包括的な制度構築を目指す。

## 3. 研究の方法

(1) 本研究は、個人年金に事業体課税論を拡張し、その課税のあり方を導管性の概念を道具としつつ探究し、課税モデルを構築・提案しようというものである。その際、以下の手順で研究を進める。

(2) 第一に、これまで申請者が蓄積してきた事業体課税論に関する研究では、導管性の高い組合課税についての理論的蓄積は十分にあると思われるが、法人課税がなされる受益者不在信託のような現在のところ非導管性の高い取り扱いが行われている事業体についての蓄積が十分になされているわけではない。そこでまず、信託課税のあり方を検討し、理論的な蓄積を行うことにする。

(3) 第二に、個人年金は生命保険の要素があり、これはこれまで申請者が研究してきた事業体課税においてはみられなかった要素である。そこで同要素を課税上どのように取り扱うかにつき、生命保険を題材に検討を行う。

(4) 以上の二つのステップを経た後、最終的には個人年金につき、事業体課税論、なかならず導管性概念からの分析を用いることにより、課税モデルを構築する。

(5) いずれのステップにおいても、アメリカ連邦所得税における信託・生命保険・年金を比較対象とした比較法的アプローチをとることにする。例えば、アメリカの信託税制の変遷はまさに歴史的な実験ないし苦闘の集大成といえるほどでそれ自体きわめて貴重な考察材料であるほか、Lane & Zaritsky, *Federal Income Taxation of Estates and Trusts* (3d ed. 2001) のような多くの概説書、America Law Institute, *Federal Income Tax Project: Subchapter J, Proposals of Trust and Estate Income and Income in Respect of Decedents* (1984) のような理論的単行本や各種の論文もきわめて豊富にあり、研究するには事欠かない状況であり、比較検討をするには最適であった。生命保険や年金についても同様である。

## 4. 研究成果

(1) これまで研究代表者が蓄積してきた事業体課税論に関する研究では、導管性の高い組合課税についての理論的蓄積は十分にあると思われるが、法人課税がなされる受益者不在信託のような現在のところ非導管性の高い取り扱いが行われている事業体についての蓄積が十分になされているわけではない。そこでまず信託課税、なかならずアメリカ連邦所得税における non-grantor trust に

について研究を行い、特に Distributable Net Income (DNI) 概念を基軸とした信託段階での課税と受益者段階での課税、及びそこに至るまでの制度的変遷と各制度の欠陥、あるべき課税モデルの構築の検討を行った。

我が国税制の理論的・実務的蓄積を踏まえると、我が国における信託に対する法人課税導入は、(別のアプローチはあるにせよ) 一つの賢明な成果と評価できる。

また上記研究遂行にあたり、導管性の高い事業体(外国パートナーシップ)に関して、国際課税及び地方税に関し、それぞれ国際課税の枠組みや地方税法の枠組みと整合性を欠く大きな税制上の欠陥を見いだした。それ自体理論的に研究すべき大きな問題ではあるが、同様の問題は導管性の低い事業体についても当てはまる可能性があり、その方向での検討がさらに必要であるとの知見を得た(研究成果、雑誌論文④参照)。

(2) 次に、生命保険課税につき、特に Death Benefits と利子の切り分け及び前者の取り扱いを中心に研究を行った。

生命保険が残された遺族等の生活の糧となっていることを踏まえると、最低生活費保障の観点がこれまでの研究では欠けており、それは給付時に生命保険金が非課税であることのみならず、稼得した所得から一種の貯蓄として生命保険料を支払った場合にはその部分を非課税にする(つまり控除を認める)ことが正当化されうる可能性がある。この点につき、従来の議論が生命保険料控除(個人年金部分含む)に対し概して批判的であったものとは違う枠組みが考えられる。

さらに、かねてより故人(被相続人)から相続人に対して行われる財産移転という面から見て、他の相続財産と比較すると生命保険金が税制上有利になるっていたが、年金払特約付生命保険の受給者に対する相続税と所得税の二重課税が問題となった最高裁平成22年7月6日判決(判タ1324号78頁)でさらにその有利さが拡大したことになる。生活保障の観点からは一見するとこのような措置が妥当に見えるが、保障されるべき生活を営んでいるのは生命保険を受け取る人々だけではなく、親族等から援助を受けずに自らの賃金で生活する人々もおおり、しかもその者達は賃金に対して税を負担しているのである。生命保険ならば生命保険、相続ならば相続というところだけに焦点を当てるだけでなく、制度横断的な考察が必要である(後掲の研究成果のうち、雑誌論文③参照)。また、(3)参照。

(3) 第三に、事業体としてみた場合に個人年金課税をどのように構築するのか、立法論的検討を行った。

私的であれ公的であれ、年金の特質とは、定期的に一定額の金銭給付が行われ、それにより受給者の生活が保障される(もちろん余裕があれば事業や投資の原資ともされうる)。したがって、①公的・私的問わず年金に対する課税はこのような生活保障の特質を織り込んだものであるべきであること(逆に生活保障を超えた部分については通常の所得課税の範疇で処理すればよく、特別の考慮は必要ない)、②年金以外に生活保障の特質を持つ金銭給付(給与所得が一番有名であろうが、勤労者以外の場合の投資所得や生命保険、相続すらも生活保障の性質を有する)をも含めて生活保障のあり方を考慮すべきである

(そのための統一的な貯蓄勘定設定が考えられる。アメリカ連邦所得税における Individual Retirement Plans, IRAs が一種のモデルと考えられる)、③貯蓄の側面を持つ年金掛金(事業体への出資)は貯蓄として取り扱い、それ以外は所得税額計算上控除可能な現金支出(納税者間の移転)と扱う制度がモデルとして考えられる。

上記結論の基礎には、税(社会保険料含む)引後の手取額が一定額以上保障されているという意味での最低生活費保障の概念があり、本研究の最大の特質の一つである(例えば、この概念をカギとして給付付き税額控除の難点が見える)。税法のみならず、社会保障法等周辺法領域においても有益な考え方と思われる(研究成果、雑誌論文①、②を参照されたい)。

(4) 今後の展望・目標として、本研究成果を踏まえ、事業体アプローチをさらに拡大適用し、最低生活費を支える各種給付のうち、教育や保健などすべての公的給付まで考慮を及ぼし、好ましい税制を(給付や貯蓄と統合する形で)検討したいと考えている。幸いにも、本研究に与えられた補助金により、かなりの関連書籍・文献等を収集することができたため、このような研究を行う研究基盤が相当整備されている。機会を逃さず、継続して研究に取り組みたい。

## 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計4件)

①高橋祐介、貧困と税法(1)―最低生活費保障の観点から、民商法雑誌、査読有り、142巻2号、2010年、139～181頁

②高橋祐介、貧困と税法(2・完)―最低生活費保障の観点から、民商法雑誌、査読有り、

142 卷 3 号、2010 年、259～313 頁

③高橋祐介、相続税の税額計算方式(課税方式)の現状と問題点、税研、査読なし、151 号、2010 年、33～39 頁

④高橋祐介、判例評釈 国外パートナーシップ投資と事業税、名古屋大学法政論集、査読無し、231 号、2009 年、31～99 頁

〔学会発表〕(計 1 件)

①高橋祐介、税法と私法～他の公法分野との比較を通じて～、日本税法学会第 427 回中部地区研究会、2008 年 9 月 11 日、今池ガスビル 7 階 A 会議室(名古屋市)

## 6. 研究組織

### (1) 研究代表者

高橋 祐介 (YUSUKE TAKAHASHI)  
名古屋大学・大学院法学研究科・教授  
研究者番号：50304291

### (2) 研究分担者

なし

### (3) 連携研究者

なし